

申入書 及び 照会書

令和5年7月4日

〒002-8043

札幌市白石区東札幌2条5丁目8-10

アクアすまいる こと

代表 山内 真美 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ[URL:<http://www.e-hocnet.info/>]をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財

産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続（共通義務確認訴訟・簡易確定手続等）の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフレットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

今般、消費者から当法人に対し貴社に関する情報提供がありました。当法人は、検討の結果、貴社に対して下記の各点につき申入れます。あわせて、貴社と株式会社マーケティングAD（すまいる工房）との関係について、次のとおり照会いたします。

記

第1 貴社に対する申入事項

- 1 貴社は、消費者に対して、消費者との間での令和4年から令和5年にかけての降雪期間又は契約期間に関する除排雪サービス契約に基づき、消費者から受け取った代金額から、既実施分の回数に対応する代金額を控除した貴社の不当利得額を速やかに返還してください。
- 2 貴社は、消費者に対して、貴社のホームページにて公表する等の方法により、前記第1項の不当利得の速やかな返還を行うことを公表するとともに、前記第1項の不当利得の返還を受けられる消費者に対して個別に通知をしてください。
- 3 第1項の不当利得額の返還の実施状況、及び、第2項の公表及び通知の実施状況につき、当法人に対して定期的に報告をしてください。

第2 申入れの理由

- 1 貴社は、消費者との間で、貴社が令和4年から令和5年にかけての降雪期間又は契約期間中、消費者と合意した回数又は合意した年月日に、消費者の指定する場所の除雪及び排雪のサービスを行う義務を負い、他方で消費者が上記の

期間中の除排雪サービスの代金を前払いで支払う義務を負うという除排雪サービス契約を締結していました。

- 2 しかし、消費者からの情報提供によれば、貴社は、令和4年から令和5年にかけての降雪期間又は契約期間中に、相当多数の消費者に対して、消費者と合意した回数分の除排雪サービスを行われなかったか、又は消費者と合意した年月日に除排雪サービスを行われませんでした。本申入時点において札幌市内では雪がすでに解けており、貴社が消費者に対して除排雪サービスを行わなかった回数又は年月日に関して除排雪サービス義務の債務不履行(履行不能)です。
- 3 貴社は、注文者(消費者)の責めに帰することができない事由によって請負人(貴社)が仕事を完成することができなくなった場合、貴社が消費者から前払いで受け取った代金額から、既にした除排雪サービスの回数又は年月日分に相当する代金額を控除することができますが(民法634条1項1号)、控除した後の残代金額につき、民法の定める不当利得として消費者に返還しなければならない義務があります。
- 4 特例法では、概要、特定適格消費者団体が、個々の消費者に代わって、事業者に対して、事業者が相当多数の消費者に対して消費者契約に関して共通する原因で負うことになる不当利得返還義務につき、返還を求めることができる旨を定めています。当法人は、検討の結果、貴社に対して、申入事項1項のとおり、不当利得の返還を求めることができるものと考えております。
- 5 なお、貴社は、消費者との間の「2022-2023年 シーズン排雪重要事項説明書」において、「2022年12月1日以降のキャンセル・途中解約につきましては契約の金額分をご負担ください。実排雪がゼロの場合は契約解除料(各書類、スケジュール発送等実務費等)として税込10000円をご負担ください。」と定めています。また、貴社のホームページの「排雪よくあるご質問」のページでは、「Q. シーズン途中からの解約はできますか?」の想定質問に対して「A. 解約する事は可能ですが、お客様の都合による契約解除の場合、

ご返金は出来かねますので、あらかじめご了承ください。」(原文ママ)として
います。

消費者契約法9条1項1号は、「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」に関して、「当該超える部分」の消費者契約の条項を無効としています。

実際に除排雪サービスを行わなかった場合に、書類やスケジュール発送等に要する実費として1万円の平均的な損害が生じるとは通常考えにくく、まして消費者が支払う料金全額の損害が生じるとも思われません。したがって、契約解除料に関する条項や不返金に関する条項は無効と解されます。

- 6 貴社におかれましては、自主的に、消費者に対して、消費者との間での令和4年から令和5年にかけての降雪期間又は契約期間に関する除排雪サービス契約に基づき、消費者から受け取った代金額から、既実施分の回数に対応する代金額を控除した貴社の不当利得額を速やかに返還してください。

消費者に対して、速やかに返金を受けられるようにするために、ホームページに公表する等の方法による公表と、返金対象の消費者に対しては個別に通知をしてください。返金や公表、通知の実施状況につき、当法人に対して定期的に報告をされるように求めます。

第3 照会事項

貴殿の事務所は、貴殿と同じ除排雪サービス事業を行っていた株式会社マーケティングAD(屋号:「すまいる工房」)の代表取締役である幸坂晃氏の住所地と同じ住所地にあります。また、貴社には幸坂晃氏の旧姓である「滝口」と同じ読み方の従業員がいる可能性があります。

当法人では、株式会社マーケティングADに対して、令和4年5月22日付

けで集团的被害回復手続に関して申入れを行い、同年7月19日付けでも再申入れを行いました。しかし、同社からの回答がありません。同社と貴殿との関係について、以下の各点を照会します。

- 1 貴殿の事務所が貴殿と同じ除排雪サービス事業を行っていた株式会社マーケティングAD（屋号：「すまいる工房」）の代表取締役である幸坂晃氏の住所地と同じ住所地に置かれた理由をご教示ください。
- 2 貴殿と幸坂晃氏のご関係をご教示ください。また、貴殿や貴殿が使用している従業員のなかに株式会社マーケティングADの役員や従業員がいるかどうか、役員や従業員がいる場合には何名いるのかご教示ください。

第4 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えと消費者に対する返還の実施状況、公表及び通知の実施状況に関する初回のご報告を、令和5年8月7日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。

なお、本申入れは、特定適格消費者団体としての申入れです。貴社が消費者との間で使用されている契約条項や消費者に対する勧誘方法について、差止請求権を行使しない趣旨ではないのでご注意ください。

また、貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白